

令和8年4月2日

湘光中学校いじめ防止等の基本方針

大井町立湘光中学校

大井町立湘光中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめの防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、学校・家庭・地域、その他の関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う（当該生徒と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめの根絶に向けて、生徒の尊厳を保持するとともに、本人はもちろん他人の「いのち」も大切にして、他者を尊重し、多様性を認め合い、思いやる力を育む教育活動の充実に取り組みます。また、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校・家庭・地域、その他の関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ対策組織」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」を設置し、半期に1回程度開催します。（5月、1月）。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

なお、定例の会議として職員全体で行う「いじめ防止検討委員会」を月に1回程度開催するとともに、いじめ事案等の情報交換・共通理解等を行う「生徒指導担当者会議」を週に1回程度開催します。

（1）「学校いじめ対策組織」の構成メンバー

管理職、生徒指導主任、教務主任、学年主任、教育相談コーディネーター、養

護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

※ 事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報の対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への迅速かつ適切な対応の検討・決定
- ・いじめ事案の報告

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための措置

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ②生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ③交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ④いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- ⑥いじめの傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解させるため、生徒が自分の大切さや他人の大切さを認められるよう、人権教育の推進に努めます。
- ⑦特に配慮を要する生徒に対して、生徒の特性を踏まえ、適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲への必要な指導を組織的にを行います。
- ⑧ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等について、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性やその他の発信される情報に対する理解を生徒及び保護者が深めるために、企業等と連携を図り、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。また、被害の拡大を防ぐために、必要に応じて町その他の関係機関等の協力や援助を求めます。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。また、「かながわ子どもサポートドック」の趣旨に則り、SCやSSWと連携したプッシュ型支援を行うなど、心理や福祉の専門職を効果的に活用しながら、生徒が安心した学校生活を送れるよう支援体制を整備していきます。
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年4回（6月、9月、11月、2月）及び適宜ア

ンケート実施後、必要に応じて生徒と個別面談を実施します。

- ・個人面談（教育相談）を通じた聴き取り調査 年3回（7月、10月、3月）
学級担任と生徒（保護者は希望制）による面談を実施します。

②生徒及び保護者からのいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・相談や通報のあった事案は、「生徒指導担当者会議」及び「いじめ防止検討委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

③日常的に生徒等の様子や行動を観察するとともに生徒等の相談に真摯に対応し、保護者との連携を図りながら変化を把握するようにします。また、いじめの疑いや相談があったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、生徒への支援・指導を適切かつ迅速に行います。

（３）いじめの早期解決のための措置

- ①いじめを見たまたはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめの解消に向けた取組を行います。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、再発を防止するため、双方の保護者に対し、確認された事実関係を速やかに伝え、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援（いじめを受けた生徒の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合でも「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。）と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④いじめを行った生徒には、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には生命、身体又は財産を脅かす行為にもなることを理解させるとともに、自らの行為の他者への責任を自覚させるよう指導します。
- ⑤いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ⑥いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑦はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑧いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑨犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ⑩いじめが解消している状態と判断した場合でも、日常的な関わりの中で細かく把握するとともに、生徒等との対話を深めるなどを通して、再発防止に努めます。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、重大事態として捉え、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会と協議の上、「学校いじめ対策組織」を主体として、迅速に調査に着手します。

(1) 中学校による対処

①重大事態発生の報告

重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに町長に報告します。

②事実関係を明確にするための調査

重大事態に対処するとともに、学校が調査主体となった場合は「学校いじめ対策組織」において、事実関係を明確にするための調査を実施します。

③いじめを受けた生徒等及びその保護者への情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、必要な情報を適切に提供するものとし、他の生徒等のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供・説明を行います。

④調査結果の報告

学校が実施した調査結果は、調査結果報告書により教育委員会を通じて町長に報告します。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書の提供を受けて、調査結果に添えて提出します。

⑤調査結果の公表

事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ町教育委員会助言の下、公表します。

⑥記録や資料の収集・保存

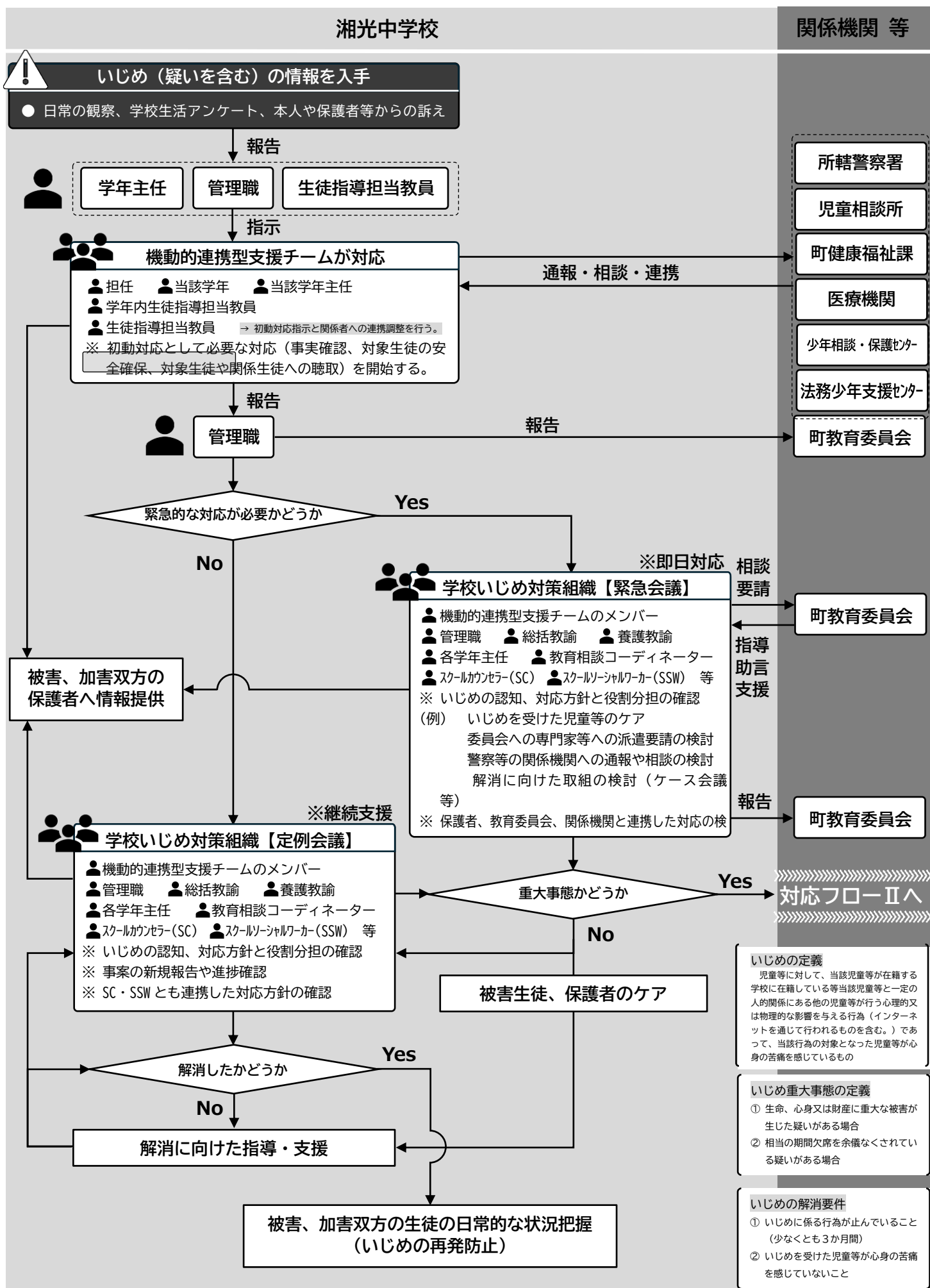
日常からいじめの疑いのある行為を「学校いじめ対策組織」へ報告し、組織的に共有したうえで、記録に残します。関係資料、及び学校生活アンケートや聴取の結果を踏まえた文書等は5年保存とします。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても同じく5年とします。

5 その他

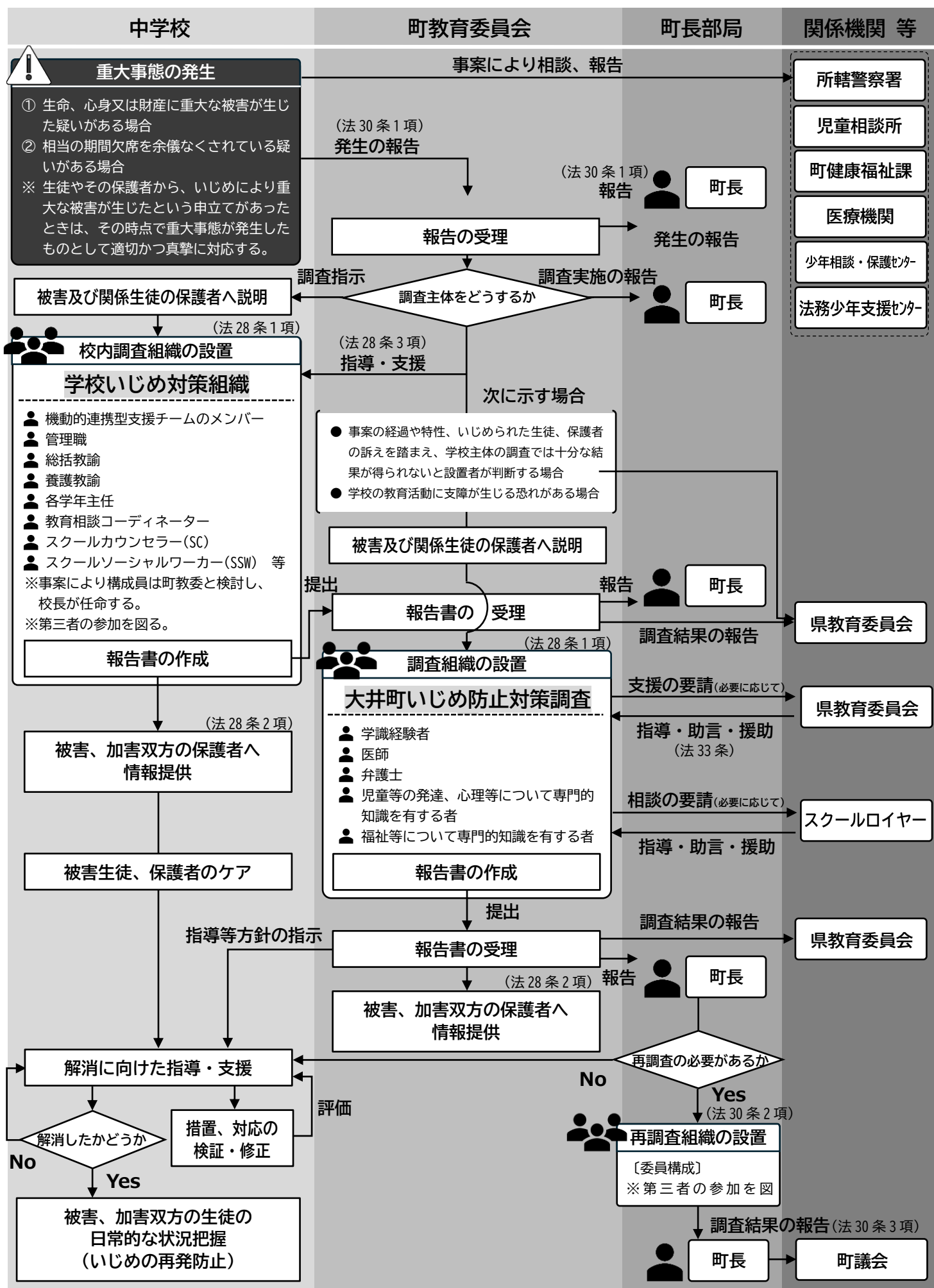
いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること

対応フロー「いじめ事案発生時の対応について」



対応フローⅡ「重大事態発生時の対応について」



大井町いじめ防止等のための主な関係機関等一覧

No	関係機関等	いじめ防止等に係る役割	所在地・連絡先
1	民生委員・児童委員 主任児童委員	地域の児童等の見守り、相談、支援活動に取り組む。また、児童福祉関係機関との連絡調整にあたる。	大井町金子 1964-1 TEL : 0465-83-8011 (町健康福祉課)
2	大井町青少年指導員	青少年の健全育成に向けて、諸課題について協議を行ったり、夜間パトロールを行ったりする。	大井町金子 1995 TEL : 0465-83-5409 (町生涯学習課)
3	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所 指導課	大井町を所管する県教育委員会の機関。いじめ等の生徒指導上の問題に係る連絡や助言を行う。また、町が支援を要請した際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣する。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-8000
4	足柄上指導課		開成町吉田島 2489-2 TEL : 0465-83-5111
5	神奈川県警察 少年相談・保護センター 県西方面事務所	神奈川県警察の相談機関として、少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受ける。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-7358
6	神奈川県警察 松田警察署	足柄上郡 1 市 5 町を管轄する警察署。非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめ事案が発生した場合には、連携・相談して対応する。	松田町松田庶子 477-1 TEL : 0465-82-0110
7	小田原児童相談所	いじめに関する相談について、情報を共有して取り組む。また、いじめの背景に重篤な虐待の問題が予想される場合には、連携して対	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-8000

		応する。	
--	--	------	--

